

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)
B

第1 設問1に於いて
⑥ 時効の援用(145条)
1. BはDに対し甲の所有権を時効取得したと主張するにあたり、① 20年間 ② 所有の意思をもつ ③ 平穏かつ公然と ④ 他人の物をも ⑤ 占有したことを主張し、必要がある(民法(以下法令省略) 162条1項)。しかし、①については20年の前後両時点に占有を主張すれば足り(186条2項)、②③については占有(⑤)を主張すれば推定される(同条1項)。また、④については、20年の両時点に占有したことを、自己の物についても時効は成立する(④)。そこで、Bは、④ 20年の両時点での占有 ⑥ 援用の意思表示とすれば足りる。
Bは、2002年6月30日に甲土地をAから購入する売買契約を締結し(355条)、引渡しを受け占有を開始した。そして、2022年6月30日、Bは甲土地に乙建物を建て占有している(⑦)。また、同日援用の意思表示をしている(⑧)。
2. これに対し、Dは、自己が177条の「第三者」に該当し、時効を主張できないと反論することになる(新取得者以外)。Dは、Aの相続人たるCから、2021年12月20日、甲土地を購入する売買契約を締結している。そのため、AとBとDはAを媒介した二重譲渡類似の関係にある。DはDが対抗要件となる甲の登記を備えているので、DがBの主張を拒否する。Bは、Bの時効完成前の第三者にあたり、~~時効完成前の第三者は時効援用権者に対抗できない~~。この点、時効完成前は時効援用権者は存在しない。措置を講じたとしても、時効完成前の第三者と、元々の所有者は同視しうる。Bが時効援用できるのに主張していないといった不審を生じたため、時効完成前の

事実上は①-⑤は必要主張(拒否の旨)と実体上の要件の話はきちんと区別して書く

2の存在の指摘

Dの立場の説明
理屈はBの立場からの理由付けも書けるとよい
ページだったと思われ

1 ページ
裏面へ

第三者は時効援用権者に対抗できない
したがって、DはBに対し時効が完成していないと主張することはできず、DはBの主張を拒めない。
第2 設問2(1)に於いて
1. Cは、Eに対し、所有権(206条)に基づく返還請求権として建物の収去と丙土地の明け渡しを請求する。
CはAから丙土地を単独で相続し、相続登記が完了しており、丙土地を所有している。そして、Eが丙土地の管理としており、占有しているとのことで、~~登記請求権~~ C所有E占有を根拠に上記請求をすることが出来る。Cは
2. これに対し、Eは~~短期時効~~時効取得を主張し、丙土地所有権を有すると反論することが出来る。すなわち、① 2006年11月10日、C(162条2項に基き)は丙土地の管理として占有したと② 2016年11月10日、Cは丙土地を占有していること③ 時効援用の意思表示(145条、186条)を主張する。
しかし、EはAと同居し事実上の夫婦関係にあったにすぎず、丙土地の管理もAにつき何ら権限がなかった。AはCと夫婦関係にあり、Cに権限があった。AとEは5年間同居しており、Cの存在については知らなかったことも考えられなければならない。少なくとも自己が無権限であることにつき、~~善意~~善意であったと考えられるし、Cの存在を知らないことも過失があると考えられるから、占有開始時に善意無過失であったといえず、162条2項の要件を満たさなかつた。
よって、EはCの請求を拒むことができない。
第3 設問2(2)に於いて
1. Cは、Eに対し、所有権に基づく返還請求権として、建物の収去と丙土地の明け渡しを請求する。

⑤があるから所有権が認められ請求ではないのでズリーとなさる方になってます。本意は理解ができていないので、もう一度読んでほしいです。

Eです

162条2項(短期)取得時効の指摘OK
ただ要件の明示も必要かと思われ

「所有の意思」のあたりが、失念してしまっているように思われます

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
民法			

評価(ABCD)

2. 乙は、債権の取得(163条)を主張し、自己に「建物の所有、土地の占有権源」があると反論することから考えられる。

(1) 貸借権を継続する占有が顕微的である以上、
163条を適用では、民事上取戻することが出来る。しかし、
継続する占有があること、(資金を支払っており、貸借
貸借の形態を備えていること)が必要となる。

(2) 2006年12月20日に、E・F間で、丙土地賃貸借契約(601条)が締結されており、~~2016年12月20日~~ 113。212。Fは丙土地に丁建物を建築し保存登記をし、2016年12月20日も~~丙~~丙土地を占有している。
したがって、賃貸借の形態を備えた占有がなされているといえる。

よって、~~E~~ Fが占有開始時である2006年12月20日
に、Eが~~無所有権~~土地につき~~無所有権~~無権原であ
ることにつき善意無過失であれば、F1ほどの請求を
拒むことができない(62条2項、66条)。

〈 雜評 〉

- ・ 論点に気付く力はついてきていると思います。
- ・ 主張・立証の観点も実務では重要ですが、要件おとしのやり方で、答えは作成するのがよいと思います。(主として要件をおとしおとしはやり方という事です)

IN

— a, b 指向 0x

— 用 语 注 音

規則 212 242511012
後 212 下 2110

先生にきいてみてもよいと思ひます
が、本文(問題文)の意
有損失というわけでは事情が
ないとして認めるべきでないが
個人間には良いように思います。 20

马什六足虫

3 ページ
裏面へ

Blank lined paper with a vertical margin on the left side. The margin contains the numbers 5, 10, 15, 20, 25, and 30, indicating line numbers. There are faint red markings in the margin, including a small '3' and a small '2'.

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

4人—